

母子世帯における再分配政策の支持要因

—JGSSによる実証分析を通して—

教科・領域教育専攻

社会系コース

笹岡綾馬

指導教員 青葉暢子

序章 はじめに

近年、貧困の問題が指摘されている。特にひとり親世帯の貧困は顕著であり、子どもがいる世帯のうち大人が二人以上いる世帯の相対的貧困率は7.5%であるのに対して、大人が一人の世帯の相対的貧困率は62.7%である。その内の約9割は母子世帯であり、母子世帯の多くが貧困である。

そのような中で、利用されうる制度が公的扶助制度であるが、母子世帯の生活保護の受給率は全体の6%であり、ほとんどの世帯が受給していない現状である。

先行研究では、母子世帯の貧困状況や貧困に至る理由を、日本における母子世帯への支援制度や公的扶助制度に着目し、国際比較によって分析しているものは存在しない。また、母子世帯が生活保護を受給しない理由を、公的扶助制度のあり方を問題として分析しているものはない。そこで、本稿では、母子世帯の貧困状況や生活保護制度の受給状況、日本や諸外国における支援状況や手当の形、JGSSを利用しての実際の母子世帯の意識等について調べ、考察することによって、母子世帯が公的扶助制度を受給しようとする要因を検討し、どのような所得保障のあり方が望ましいのかを明らかにする。

第1章 母子世帯の貧困状況

本章では、日本の母子世帯における実態を概観した。その結果、母子世帯は離婚した際、

ほとんどの場合において母親が親権を持ち、子どもを育てる責任を負うにも関わらず、雇用形態では非正規が多く、就労収入も他の世帯に比べて圧倒的に低いことが明らかとなった。

また、生活保護制度を受給しない理由として、「子どもに貯金や資産を残しておいてあげたい。」という母親の思いがあることが推測される。諸外国では、母親が有業であれば公的扶助制度を利用しなくても、貧困に陥らないのに対して、日本では、有業であっても無業であっても貧困率が高い。母親1人でも子どもが十分に自立できるような支援が必要である。

第2章 日本の母子世帯における支援や公的扶助制度

本章では、日本における母子世帯の支援や公的扶助制度を概観した。その結果、教育費、医療費、子どもへの手当、養育費、給付付き税金控除、育児休暇等の主に「子ども」の教育に関する母子世帯への支援が限定的であり、母子世帯が子どもを育てていける制度ではないことが明らかとなった。

公的扶助制度では、手続きが7段階にも分かれていることや、厳しい資産調査が行われている。受給できる世帯は本当に所得がない世帯に限られ、特に子どもを持つ母子世帯においては、受給することのデメリットが大きく、貧困であっても受給しない選択を取ると考えられる。

第3章 各国の母子世帯の支援や公的扶助制度

本章では、第2章で明らかとなった日本の制度を基に、国際比較を行うことによって日本における母子世帯への支援や手当の問題点を考察した。その結果、ヨーロッパ諸国は、教育費や医療費、各種手当が充実しており、改めて日本における母子世帯の支援や手当が不十分であることが明らかとなった。諸外国では、公的扶助を受給しなくても貧困にならないような制度が整っている。

このことから、政府による「家族」の考え方の違いが見える。先進諸国では、家族に対する多様な価値観が分布しており、両親世帯であろうが、ひとり親世帯であろうが、1つの家族の形態として尊重され、皆が恩恵を受けられる支援や手当が多い。一方日本では、基本的に男性が正社員となり、家長として稼ぎ頭となり、妻が家を支えるという「男性稼ぎ頭モデル」という前提で考えられている。しかし、「子ども」の教育という点で考えるとあらゆる世帯に対応できる給付や制度のあり方が必要である。

第4章 母子世帯の再分配政策への支持要因

本章では、JGSSのデータを用いて、実際の母子世帯が再分配政策を支持しているのかどうかを確認した。その後、再分配政策の支持要因を明らかにし、考察を行った。

推定結果では、全世帯と比較して、ここ2-3年で世帯所得が悪化した世帯のうち、再分配政策を支持する割合が全世帯の3倍近く、子どもの教育が国や自治体の責任だとおもう世帯のうち、再分配政策を支持している割合が全世帯の約2倍となることが明らかとなった。この事実から、子どもの教育の為に公的扶助制度を受けたいと思っているが、現状の生活保護では子どもに十分な教育を授けることができないために

生活保護を受給しようとしないうという、公的扶助制度の問題点が浮き彫りになった。

母子世帯の貧困の解消は、長期的な視野でGDPを増大すると考えられる。しかし、最後のセーフティネットと言われている公的扶助制度を頼ろうにも、子どもの将来の事を案じると、受給出来ない状況にある。

終章 おわりに

本論文において、母子世帯が公的扶助制度を受給しない理由として、スティグマという負の意識だけでなく、子どもにより高度な教育がしたいという母親の意識があることが明らかになった。このことは、子どもの教育さえしっかりと保障されれば、公的扶助制度を受給しても良いということの意味している。したがって、教育や医療など、個別に対応した社会手当等の整備が必要である。もし、教育や医療など、様々な分野において個別に給付されるような社会手当が存在するならば、母子世帯が貧困に陥った際にも、受給を妨げている要因が存在していないので、公的扶助制度を受給する割合が多くなり、母子世帯においては本来の公的扶助制度の役割である最後のセーフティネットとしての機能を果たすことが出来る。

本論文では、母子世帯を対象にし、個別な社会手当という形で教育保障を行えば、母子世帯は公的扶助制度を受給することが出来ることを明らかにしたが、先行研究でも様々な言及されているスティグマの問題についても今後、解決していくべき問題である。公的扶助制度は、最後のセーフティネットとしての機能を持っており、全ての国民の生存権を保障するべきものである。スティグマを感じずに、給付されるべき国民が受給できる所得保障のあり方についても考えていく必要がある。